

越谷市歯科口腔保健の推進に関する条例（案）に対する意見及び提案議員の回答

| No. | 提出された意見（原文のまま） | 回答 |
|-----|---|---|
| 1 | <p>両条例案ともに、大卒の理念条例のようなものなので、具体的に行政・議会が何をやるのかがわからないので今一つの賛否が答えにくい。</p> <p>しかし、健康上のは基本的には個人の自由が認められるべきで、検診を受けるように努めるという内容は不向き。そもそも市民を管理下に置くようなものを今条例に記載するのは賛成しかねる。それに対し、行政・市長の役割や責務が記載されているのに議会・議員がないのは理解しがたい、自分たちが何もしない条例とはずいぶん都合がよいものだ。越谷市議会議員が立法するときの市民へのスタンスや質がこれでよくわかった。</p> <p>パブリックコメントをホームページで取ってもらえることは大変ありがたい。</p> <p>最後に内容・手法ともに議会全体で話し合ってきたものなのだろうかと疑問に思う。民主主義とは多数決ではないので、少数派の意見をいかにくみ取るかが重要。一部の有志議員だけでことが運んでいるのであれば、せつかくの議員提案の条例なのでもう一度再考願いたい。</p> | <p>◆議員提案による政策条例については、政策上の理念を掲げ、行政側に各種政策の方向性を示すこととなります。本条例案では、第8条で「施策の基本的事項の実施」、第9条で「財政上の措置等」などを規定しており、歯科口腔保健施策の充実を目指してまいります。</p> <p>◆歯科口腔保健の推進に関する法律第6条では、「国民の責務」として「国民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。」と規定しております。また、埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例第5条では、「県民の責務」として「県民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診を受け、及び必要に応じて保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。」と規定しており、これらはすでに越谷市民にも適用されております。本条例案第7条において、これらの責務についてあらためて認識を共有しようとするものであり、健康上の問題について、ことさら市民を管理下に置こうとするものではありません。</p> <p>◆健康上の問題は個人の自由意思に基づくべきとのご指摘はその通りですが、体調が悪くなれば病院で診察を受け、必要な治療や手術を受けることになるでしょう。もし、その変調が、歯科口腔に由来するものであれば、一日も早い診察と治療が良好な歯科口腔の維持の要となります。良好な歯科口腔の維持は、健康に過ごすための栄養摂取に必要不可欠であるとの認識のもとに、この条例案を取りまとめました。</p> <p>◆本条例案の策定に当たっては、全会派に事前に素案を提示し、意見や質問等を求めるとともに、今回のパブリックコメント手続きを経るなど、民主的な手続きを心掛けております。現在は他の自治体で同様の条例制定が進んでおり、歯科口腔保健に対する国民や議会の関心が高いことから、多くの議員のご賛同を得た本条例の制定を目指しております。</p> <p>◆本条例案では、歯科口腔保健行政の充実に向けた様々な規定があり、各議員は本条例が第1条の目的に沿って運用されるよう、あらゆる機会を通じて政策提言を行ってまいります。</p> |
| 2 | <p>内容としては良いと思います。</p> <p>歯は食事の影響も大きいので食事指導の項目を増やしてほしい。</p> <p>フッ素を使うことは大いに反対である。</p> <p>自分で守ることを啓発させるような越谷市にしてほしい。</p> | <p>◆本条例案では、フッ素について直接は規定しておりません。市民の皆様のご判断により、適切な選択をしていただきたいと思いますと考えております。</p> |
| 3 | <p>双方の条例に対する抽象的で個人的な意見ではございますが、条例を読んで感じたことは、2つの条例の視線の先には医師会や歯科医師会に向けている条例のように感じました。</p> <p>予防は大変必要なことで、治療になると医療費もかかると思います。また医療やサービスを提供することは提供者側にお金が支払われることでしょう。</p> <p>ただ、「市民の責務」を設け市民に責務を科すことでより一層、お金の流れを感じ、違和感を覚えました。市民には責務ではなく、啓発でよいのではとも思います。</p> <p>与えるのではなく、市民自らが予防を自主的にしなければと思う条例でなくては「市民主権」ではないのかなとも考えました。</p> <p>理念だけを感じ、具体策はぼやけてお金の流れだけを感じるように思うのもっと当事</p> | <p>◆本条例案では、検診結果に基づく早期治療により、市民の経済的負担や精神的負担を軽減することを目指しております。</p> |

越谷市歯科口腔保健の推進に関する条例（案）に対する意見及び提案議員の回答

| No. | 提出された意見（原文のまま） | 回答 |
|-----|--|--|
| | <p>者である市民の方々と膝を突き合わせ、向き合い共に条例を考えたら、条例文も具体性を持ち、心の通ったものになり、「人間尊重」になるのかとも考えます。</p> <p>最後に、がんになると患者様だけではなく、そのご家族も不安になると思います。</p> <p>また、末期がんで治療の限界を宣告され、痛みや不安や恐怖に苦しんでいる方も居られることでしょう。</p> <p>そのような状況に居られる方もご自身の人生の終わりの近づきを感じ、受け入れて終幕に向かったとき、本当に痛みや不安や恐怖から解放され、残して逝く側、残されて行く側の双方の心が穏やかになると共に「生まれてきてよかった。人生よかった。」と残して逝かれる方が思える条例になって欲しいと個人的に願いました。</p> | |
| 4 | <p>第7条 市民の責務について</p> <p>① 市民は、歯科口腔保健の推進に積極的に取り組むことを責務とするとしています。しかし、歯科口腔保健を含め、健康をいかに維持するかは個人の権利であり、義務や責務として、他から選択の自由を制限されるものではないと思います。</p> <p>② 現在、歯科検診や歯科口腔保健指導などを市でも定期的に行っているように思います。それらを市民が個々に判断し、自由に選択することが必要であって、健診受診や保健指導を受けることを、あえて条例で市民の責務として定めることには反対です。</p> <p>第8条 施策の基本的事項の実施</p> <p>市が行う施策には、フッ素塗布なども含まれるのでしょうか。フッ素の毒性は専門家からも指摘されており、非常に不安です。そういう可能性のある内容には反対ですし、市民の責務として協力を求められることには抵抗を覚えます。</p> | <p>◆歯科口腔保健の推進に関する法律第6条では「国民の責務」、埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例第5条では「県民の責務」がそれぞれ規定されており、これらはすでに越谷市民にも適用されております（No1ご参照）。本条例案第7条において、この責務についてあらためて認識を共有しようとするものであり、健康上の問題について、特定の考え方や方法を強制するものではありません。</p> <p>◆健康上の問題は個人の自由意思に基づくべきとのご指摘はその通りですが、体調が悪くなれば病院で診察を受け、必要な治療や手術を受けることになるでしょう。もし、その変調が、歯科口腔に由来するものであれば、一日も早い診察と治療が良好な歯科口腔の維持の要となります。良好な歯科口腔の維持は、健康に過ごすための栄養摂取に必要不可欠であるとの認識のもとに、この条例案を取りまとめました。</p> <p>◆本条例案では、フッ素について直接は規定しておりません。市民の皆様のご判断により、適切な選択をしていただきたいと思いますと考えております。</p> |